

学校いじめ防止基本方針

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

本方針は、上記のことを踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条により、村上市立村上第一中学校の生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめを見逃さない、いじめが起きにくい学校づくり」を目的に策定するものである。

令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が改定されたことに伴い、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改定された。この改定は、SNS等で交わされる誹謗中傷等について、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い場合を「いじめ類似行為」と規定し、「いじめ」と同様に扱うこととしている。村上市基本方針も、改定（前回改定令和元年11月）から3年の経過を目途に見直しを検討することとされ、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」の施行、「新潟県いじめ防止基本方針」改定を受け、当校基本方針の見直しを行った。策定（見直し）したいじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

II いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) いじめの防止

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。いじめに対しては、生徒・学校・家庭・地域一丸となって「いじめは決して許されない」との認識に立ち、毅然と対応する。また、仲間はずれ・無視・陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わり被害も加害も経験するなど、いじめはどの生徒にも、どの学級にも起こりうるものとの意識をもち、その背景の改善、いじめを発生させない取組を推進する。

また、SNS等による誹謗中傷等を「いじめ類似行為」として位置付け、「当該児童等が当該行為を知ったとき心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」として、いじめと同等に取り扱うこととする。加えて、SNS等、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいる場合等を「いじめ類似行為」としていじめと同等に取り扱う。

(2) いじめの早期発見

教職員のアンテナを高くし、「いつものことだから」で済ますことなく、生徒の些細な変化に気付く力を高め、積極的にいじめを認知する。全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解し学校生活を見守る。

外見的に遊びやけんか、ふざけ合いのように見える場合であっても、見えない所で被害が発生していることもあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周囲の状況等を客観的に確認する。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において判断する。

(3) いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、直ちに教職員が連携し、いじめを受けたとされる生徒やいじめの疑いを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事実を確認した上で適切に指導する等、組織的に対応する。いじめの認知を市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等、緊密に連携する。

(4) 家庭や地域との連携

いじめの内容によっては、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、学校運営協議会やPTAと協議する。その際は、解決に向けた取組として、ねらいや内容を明確にし、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ慎重に対応する。

特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。

(5) 関係機関との連携

教育委員会からの指導の他、必要に応じて警察・児童相談所・医療機関・法務局等と適切に連携し、対応する。市の「いじめ問題対策担当窓口」を紹介し、県や県教育委員会と連携を図るなど、いじめ防止等に向けて取り組む。

- いじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を適切かつ迅速に教育委員会に報告し、いじめを防止するための必要な指示を受け対応する。
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。
- 児童生徒が安全で安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

- いじめに対する認識を全職員で共有し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組む。
- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者及び地域住民その他の関係者との連携を図るとともに、いじめ防止に生徒が自主的に取り組む生徒会活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な取組として、ほっとコミュニケーション（いじめ見逃しゼロスクール）集会等を実施する。

(1) いじめ防止の対策のための組織

① いじめ防止対策委員会

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任（生徒指導担当）、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、外部専門家（必要に応じて、児童相談所やスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）、民生委員児童委員、家庭相談員等）

<役割・活動>

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実効・検証・修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ いじめの疑いに関する情報や通報、児童生徒の問題行動等に係る情報があった時には、法第 23 条第 2 項に基づき、緊急会議を開催し、事実関係の把握と、いじめであるか否か

の判断を行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。

また、集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で情報の集約と共有化を図る。記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を取る。

エ いじめを認知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

<開催>

学期1回の開催といじめ事案発生時に緊急開催とする。

② 生徒指導部会

<構成員>

教頭、生徒指導主事、学年主任（生徒指導担当）、不登校担当、特別支援 Co

<役割・活動>

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

イ 「いじめ」を含む生徒に関する情報交換

ウ 生徒指導に関わる事案の対応策の検討

<開催>

週1回を定例会とし、必要に応じて緊急開催とする。

(2) いじめ防止のための取組

① いじめは、どの児童生徒にも起こりうる事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように、授業づくりや集団づくりを行う。

② 特別な配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を継続的に行う。

③ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。さらに児童生徒を集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、学級・学校風土づくりに取り組む。

④ 教職員の言動が児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) いじめの早期発見のための取組

① いじめ調査等の実施

いじめの疑いを早期に発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 生徒対象いじめアンケート 年8回

アンケートは「心のアンケート」「文章完成法アンケート」「記名選択式いじめアンケート」の3種類を用いる。

イ 保護者対象いじめアンケート 年2回（6月、11月）

ウ 学級生活調査（Q-U調査） 年1回（6月）

エ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回（5月、11月、1月）

※アンケート、聞き取り調査の記録については卒業するまでは保存する。

ただし重大事態の場合は別に定める。

② いじめ調査の取り扱い

生徒対象いじめアンケートについては、以下の通り調査を進め、その結果が速やかに全校で共有できるようにする。

実施 → 担任が確認 → 学年主任が確認 → すべての調査用紙を生徒指導主事へ → 注意すべきものを管理職へ報告（ここまで即日） → 管理職から指示 → 生徒指導 主事から指示 → 学年・学級で聞き取り、対応
--

③ いじめ相談体制の確立

生徒及び保護者がいじめの疑いに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

ア スクールカウンセラーの活用

イ 保健室における養護教諭の相談活動

ウ 学級担任による教育相談の実施

エ 期末保護者懇談会やPTA学年・学級懇談会の実施

④ 職員間の情報共有

放課後の主任打合せ、生徒情報交換用紙、総務会や職員会議での情報交換等を通じて生徒に関する情報を常に共有する。

⑤ いじめ防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止・いじめ疑いに関する職員の資質向上を図る。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめ及び疑いに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。

① 技術や学活等で情報リテラシー・モラルに関する授業を実施する。

② 警察や携帯電話会社等から招聘した講師による授業を実施する。

③ 新入生保護者説明会でネットモラル等講演を実施する。

④ **いじめ防止対策基本方針を学校HPに載せ、周知徹底を図る。**

(5) いじめ（疑わしい事案も含む）に対する措置

- ① いじめの疑いを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守りとおすとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ② 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害生徒の事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ③ いじめの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ④ いじめが児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合や、暴行や傷害等、犯罪行為にあたりと認められた場合は、直ちに警察に通報し、被害児童生徒を守る。
- ⑤ いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされて、「学校いじめ防止対策委員会」において判断する。いじめ類似行為にあつては、以下の「ア」により解消を判断する。
 - ア いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童生徒に対する心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、「学校いじめ対策委員会」がそれ以上の期間が必要だと判断した場合は、より長期の期間とする。
 - イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童生徒と保護者との面談等で確認し、認められること。
- ⑥ いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

(6) 重大事態への対処

- ① 「いじめ防止対策推進法」第28条第1項には、次のように規定されている。
 - ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安)

② 重大事態の定義

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 一定期間（年間30日を目安）、連続して欠席しているような場合
(村上市いじめ防止基本方針より)

② 重大事態の対処

- ア 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に直ちに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 個別の重大事態の調査に係る記録については、少なくとも卒業後 5 年間とする。

(7) 取組の評価

いじめを隠蔽せず、いじめ及び疑いの事態把握及びそれらに対する措置を適切に行うため次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの防止のための取組に関すること
- ② いじめの早期発見のための取組に関すること
- ③ いじめへの対応に関すること

平成 26 年 4 月 1 日 施行

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
令和 3 年 11 月 17 日 一部改正